

大阪製ブランド認定制度 応募申請書

(1 製品応募用)



Osaka
products

令和5年4月
大 阪 府

応募申請書等記入にあたっての留意事項

【提出書類一覧】 (2製品応募の場合は「応募申請書(2製品応募用)」を使用してください。)

No.	提出書類名称	様式番号	部数	
1	応募要件・提出書類チェックリスト	-	1部	必須
2	応募申請書	様式第1号	2部	必須
3	代表企業選定報告書(自社以外の製造工程が含まれる場合/募集要項P3:※3参照)	様式第2-1号	1部	該当する場合のみ
4	代表企業以外の構成企業の概要 (任意団体・グループで申請する場合のみ記載/募集要項P2~3:Ⅲ-1-(2)参照)	様式第2-2号	1部	該当する場合のみ
5	応募製品提出に係る同意書	様式第3号	1部	必須
6	申立書	様式第4号	1部	必須
7	法人の履歴事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)、 または定款のコピー(原本と相違がない旨を証明した、最新のもの)※	-	1部	必須
8	応募製品(現物)	-	-	必須
9	会社案内	-	2部	必須
10	製品等パンフレット、カタログ等(コピー可)	-	2部	必須
11	生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し	-	1部	必須
12	管轄の府税務所で発行された納税証明書(原本)(募集要項P4参照)	-	1部	必須
13	管轄の税務署で発行された納税証明書(原本)(募集要項P4参照)	-	1部	必須
14	補足資料(必要に応じて)例:メディア紹介事例、特許登録リストのコピー等	-	2部	任意

※定款コピーを提出する場合は、以下の内容を余白に記入してください。

なお、提出いただく箇所は事業目的がわかる頁のみでかまいません。

(記載例) この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和5年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

2 提出方法

以下の方法により提出してください。

- ① 正本・副本として、A4サイズのフラットファイル(紙製・A4縦<A4-S型>)にそれぞれ綴って提出してください。補足資料(No.14)がある場合は、可能な限りA4版サイズに拡大又は縮小して綴ってください。
- ② 表紙及び背表紙には申請製品名・代表企業名(法人格を有するグループ等で応募する場合は法人名)を記入してください。
- ③ 申請書類及び応募製品(現物)を郵送又は宅配便等で以下のあて先に提出してください。(事務局に持参される場合は、事前に連絡の上、9:30から17:00の間に持参してください。)

【送付先】

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階

公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部

(電話:06-6748-1054)

- ④ 申請書類のうち、応募申請書(No.2)については、併せて電子メールで送信してください。

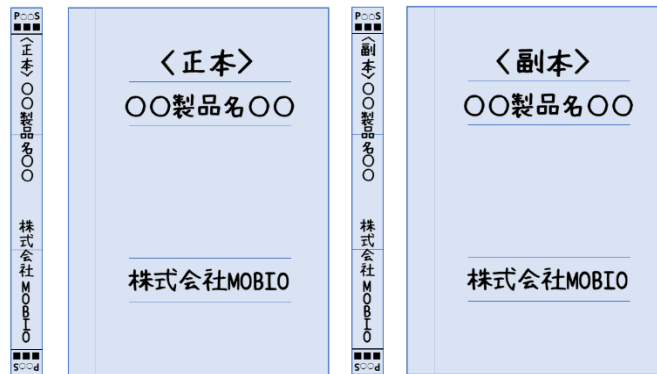
【送信先メールアドレス】

mobio_osakasei@obda.or.jp (大阪製ブランド認定事業事務局)

- ※ 応募申請書は、**両面印刷**で提出してください。
- ※ 必要な情報は、各様式にご記入ください。
- ※ 応募製品（現物）の提出については、上記書類との別送・同封の別は問いません。
- ※ 郵送等の場合は、製品名を明記してください。

(ファイルの綴り方)

A 4 サイズのフラットファイル（紙製・A 4 縦< A 4 - S 型>）



【正本】

- 必要提出書類
No.1,2,5~7,9~13
- 任意提出書類
(該当する場合のみ)
No.3,4,14

【副本】

- 必要提出書類
No.2, 9,10
- 任意提出書類
(該当する場合のみ)
No.14

【注意事項】

- 1 審査の過程により、補足のための資料を追加で提出していただく場合があります。
- 2 提出された申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

(様式第1号)

※事務局記入欄

受付番号	
受付年月日	

大阪製ブランド認定制度 応募申請書

大阪府知事 様

年 月 日

1. 企業の概要

※法人格を有しない団体・グループ等複数者で申請する場合は、本欄には**代表となる企業の情報**を記入し、**構成企業の情報は(様式第2-2号)に記入してください。** (募集要項 P2~3:Ⅲ-1-(2)参照)

ふりがな 企業名						
ふりがな 代表者(職・氏名)						
本社所在地	〒					
応募製品の生産拠点	〒			<input type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 他社工場		
連絡担当者 連絡窓口となる方を 記入してください。	部署		ふりがな			
	役職		氏名			
	TEL		FAX			
	E-Mail					
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒					
HP アドレス	企業					
	応募製品 (あれば)					
SNS アカウント名 (あれば)	Twitter		Instagram			
資本金	円		従業員数(前期末)	人		
主たる業種			主な事業内容			
事業の状況 (売上金額の大きいもの から記入してください。)	創業	年	設立	年		
		事業名		売上金額	割合	
	主たる事業			円	%	
	兼業する 事業				円	%
					円	%
		その他			円	%
合計			円	%		

2.応募製品について

応募製品名	
-------	--

※実際に販売する製品名を正確に記入してください

(1) 応募製品の用途や特長・機能等について、わかりやすく記載してください。

(セールスポイントを、お客様に説明するようなイメージでご記載ください。)

(400文字程度)

--

(2) 応募製品の製造に活かされている技術等について / 製品開発の背景・テーマについて

ア. 応募製品の製造においてポイントとなる技術は何ですか。(例：〇〇への溶接技術)

(100文字程度)

--

イ. 応募製品には具体的にどのような技術が活かされていますか。また、貴社ならではの独自性についてもお書きください。

(熟練の職人・受賞歴のある職人による製造、独自技術、特許技術、国内有数の技術を用いた工夫 など)

(600文字程度)

--

製品写真貼付用紙

- ⇒ パッケージを含め、製品の特長やこだわりが伝わるような写真を貼付してください。
※応募する製品について、製品のこだわりや特長が伝わる写真を貼付し、説明書きを添えてください。

※応募する製品のカラー写真（解像度300dpi程度 3～5枚）を貼付してください。

代表企業選定報告書

(募集要項 P3:※3 参照)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地：
企業名：
代表者職・氏名：

所在地：
企業名：
代表者職・氏名：

所在地：
企業名：
代表者職・氏名：

所在地：
企業名：
代表者職・氏名：

我々は、大阪製ブランド認定制度の応募にあたり、下記のとおり代表企業を選定しましたので報告します。

記

応募製品名：

所在地：

企業名：

代表者職・氏名：

代表企業以外の構成企業の概要① (法人格を有しない団体・グループで申請する場合のみ記載)

ふりがな 企 業 名			
ふりがな 代表者(職・氏名)			
本 社 所 在 地	〒		
応募製品の生産拠点	〒		<input type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 他社工場
連絡担当者 連絡窓口となる方を 記入してください。	部 署		ふりがな
	役 職		氏 名
	T E L		F A X
	E-Mail		
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒		
HP アドレス			
SNS アカウント名 (あれば)	Twitter		Instagram
資 本 金	円	従業員数(前期末)	人
主たる業種	主な事業内容		

代表企業以外の構成企業の概要② (法人格を有しない団体・グループで申請する場合のみ記載)

ふりがな 企 業 名			
ふりがな 代表者(職・氏名)			
本 社 所 在 地	〒		
応募製品の生産拠点	〒		<input type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 他社工場
連絡担当者 連絡窓口となる方を 記入してください。	部 署		ふりがな
	役 職		氏 名
	T E L		F A X
	E-Mail		
連絡担当者所在地 (本社所在地と異なる場合)	〒		
HP アドレス			
SNS アカウント名 (あれば)	Twitter		Instagram
資 本 金	円	従業員数(前期末)	人
主たる業種	主な事業内容		

(様式第3号)

応募製品提出に係る同意書

大阪製ブランド認定の申請要件である応募製品（現物）の提出にあたり、
下記の内容について同意いたします。

記

- 1 郵送料または持参に係る交通費など、提出に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- 2 審査に際し、素材や効果、使用感等の確認のため使用させていただく場合があります。
- 3 製品返却の際は、事務局から郵送での返却、または事務局まで直接引き取りにお越しいただくことになります。その際の着払い送料や、来所に係る交通費などの費用は申請者の負担となります。

年 月 日

大阪府知事 様

所在地 :

企業名 :

代表者職・氏名 :

(様式第4号)

申立書

私(当社)は、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを「○」で囲んでください。

申立事項		
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する 暴力団 、同条第2号に規定する 暴力団員 、同条第3号に規定する 暴力団員等 及び同条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。	はい・いいえ
2	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から申請日において1年を経過しない者である。	はい・いいえ
3	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から申請日において1年を経過しない者である。	はい・いいえ
4	上記1～3のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、該当することが判明した場合には、大阪製ブランドの認定を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
5	① 大阪製ブランド認定の申請に当たり、当該申請製品は、大阪製ブランド認定制度募集要項に定める品質基準を満たしている。	はい・いいえ
	② 認定後、品質上の問題が判明した場合は、直ちにその旨を大阪府に届け出るとともに、製品回収等、誠心誠意対応します。	はい・いいえ
	③ 品質上の問題に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、品質上の問題が認められた場合は、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
	④ 他者への知的財産権の侵害がないことを自社で確認しており、本事業によって知的財産権の侵害による係争になった場合、大阪府及び大阪産業局は一切の責任を負わないとともに、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ

年 月 日

所在地:

企業名:

代表者職・氏名:

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条（抜粋）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条及び第62条第1項（抜粋）

第49条 公正取引委員会は、第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。

第62条 第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第65条第1項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

大阪府暴力団排除条例第2条（抜粋）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。
- 五 入札参加資格者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。
- 六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。